

ID: 1091

担当部署: 産業観光課

処分の概要	漁港施設の利用(変更含む。)許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第38条		
法令番号	昭和25年法律第137号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第38条の規定による。 (漁港施設の利用)</p> <p>第38条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。</p>			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日